

暴風警報発表時の措置

茨木市もしくは北大阪に「暴風警報」が発表された場合のみ下記の措置をとります。

1	午前7時の時点で暴風警報発表の場合	自宅待機
2	午前9時までに暴風警報解除の場合	解除の時点で集団登校 (給食あり)
3	午前9時に暴風警報が解除されていない場合	臨時休業(学童保育室閉室)

※ 荒天の場合、各ご家庭で午前7時のニュース等で気象情報をご確認下さい。

※ 午前9時までに警報が解除された場合、解除された時点で集団登校の集合時間等を全体メール(ミマモルメ)で配信することを予定しています。

※ 暴風警報以外の「大雨」「大雨・洪水」などの警報では、自宅待機にはなりません。平常通り登校させてください。

※ 登校後に「暴風警報」が発表された場合は、原則としてその時点で集団下校となります。 (暴風警報が発表された時点で、学童保育室は閉室となります) 各ご家庭で気象情報をご確認いただき、安全に下校できるようご準備ください。下校時刻は全体メール(ミマモルメ)で配信いたします。

特別警報(大雨・洪水・地震等)が発表された場合も暴風警報と同じ措置をとります。(但し、災害の状況によっては、保護者へ直接引き渡すまで学校で保護・監督します。)

※なお、本校HP「お知らせ」に気象庁HPの気象警報・注意報情報をリンクしています。

地震発生時の措置

1	大地震(震度5弱以上)が発生した場合	
	始業前	臨時休業 登校中の場合、原則として学校へ向かう。 (登校してきた児童は下記の在校時に準じて保護者に引き渡すまで学校で保護・監督する)
	在校時	授業中止⇒保護者引き渡し: 引き渡しカードにより、保護者(親族)へ直接引き渡す。 引き渡すまで学校で保護・監督する。
	下校時	下校中の場合、原則として自宅へ向かう。 (学校に残っている児童は上記の在校時に準じて保護者に引き渡すまで学校で保護・監督する))
翌日の措置については、余震の状況、学校施設や通学路の状況等により判断をする。臨時休業の連絡がない限り登校する。		
2	震度4以下の地震が発生した場合	
	学校施設の被害状況・通学路の安全状況により、臨時休業の措置をとるかどうかが判断するので、臨時休業の連絡がない限り登校する。	

☞ 学校が臨時休業になった日及び暴風警報発表中は、学校施設は使用できません。

☞ 各ご家庭から学校へ電話をされると、学校は混乱します。お電話でのお問い合わせはご遠慮ください。